

◎新潟県告示第403号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和7年4月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 指定納付受託者の住所及び名称

東京都江東区豊洲二丁目2番31号

三井住友カード株式会社

2 指定納付受託者に納付させる歳入

端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入

3 指定期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで